

■判決：大阪高等裁判所平成 23 年 7 月 26 日和解・示談

1. 担当弁護士

加藤，立花，平田

2. 業者名

日本アクロス株式会社（被告は，役員・従業員）

3. 手続

3.1. 判決

① 判決・裁判官

河田 充規，林 由希子，原 啓晋

② 出典

判例集未登載

3.2. その他

① 和解・示談交渉その他

大阪高等裁判所平成 23 年 7 月 26 日

4. 結論

① 元本欠損額

26,253,010 円

② 認容額（解決額）

29,973,010 円

③ 過失相殺

なし

5. 取引内容

① 取引期間

平成 14 年 11 月 18 日～平成 15 年 7 月 10 日

② 市場・商品名

中部灯油，中部ガソリン，東工金，大阪ゴム T2

③ 特定売買率

116.76（仕切件数）%

④ 手数料化率

69.75%

## ⑤ 売買回転率

22回

## 6. 委託者の属性

### ① 性別・年齢（生年）・最終学歴・職業

昭和15年生，大学卒，公務員定年退職，無職

### ② 取引経験

先物取引経験なし。現物株保有。信用取引経験なし。

### ③ 収入・資産・投資資金の性質

年金(年額270万円)・自宅土地建物ほか・退職金原資預金等

## 7. 違法性・違法要素

### ① 裁判所の認定した違法性（違法要素）

- ・ 説明義務違反
- ・ 断定的判断の提供
- ・ 適合性原則違反
- ・ 新規委託者保護義務違反
- ・ 過当取引
- ・ その他

迷惑勧誘（商品取引所法施行規則46条6号参照）

## 8. 過失相殺の理由

被告Mは，原告が①アンケートにおいて商品先物取引の仕組み及び危険性を理解したと回答して取引を開始し，②その後超過申出書を提出して資金を追加投入し，③残高照合通知書等を確認しつつ異議を述べずに取引を続けたことからすれば，原告の過失が損害の発生及び拡大に寄与しているとして，過失相殺すべきであると主張している。

しかし，前記認定の通り，①原告がアンケートに理解したと回答したのは，商品先物取引の経験のない原告が，被告松下の説明を不十分な者と判断できなかったことによるものであるし，②原告が超過申出書を提出して取引を拡大させたのは，原告が積極的な投資意向を有していたからではなく，G又はBから追証を入れなければゼロになってしまうと言われたことによるものであり，③原告が異議を述べずに取引を継続したのは，残高照合通知書等の見方及び内容について十分理解しておらず，これも被告松下らの説明が不十分なことに起因するといえることができるから，いずれも原告の過失であるとは認められず，本件において，過失相殺をするのは相当ではない。